

「熊本県地球温暖化対策の推進に係る条例」の

取り組みについて

先般、国は2020年の温室効果ガスの中期削減目標を発表され、「2005年比15%削減」という方針を示されました。

日本商工会議所をはじめとする経済団体におきましては、現下の極めて厳しい経済情勢から、経済成長率の押し下げ効果や失業者の増加、さらには地方経済への悪影響が懸念される過大な目標設定には賛同できかねることを国に対し表明いたしてきております。

従って、今回の中期削減目標については、「環境と経済の両立」、「実現可能性」、「国際的公平性の担保」、これらについて疑問を投げかけているところであります。

地球温暖化対策が必要という点においては異論がありませんし、対策を急がなければならないことも十分理解いたしてしております。

しかしながら、企業はこれまでの度重なるオイルショックや経済危機等により省エネ対策は言うに及ばず、人員削減等のこれまでになかった対策まで踏み込んでいるのが実態であります。

これ以上の温暖化対策を行うには、「太陽光発電」や「燃料電池」、「電気自動車」などの多額の設備投資が必要となってまいります。

まだ、15%削減の中期削減目標が出されたばかりで、国ではこれから

具体策について議論を深めていくこととなります。

そのような社会状況の下、県におかれては「地球温暖化対策の推進に係る条例」制定に向け検討を始められました。

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出するすべての主体が、積極的かつ継続的に取り組まなければならない地球規模の課題であります。

経済団体としても、課題はあるものの十分議論をしながら中期削減目標達成に向け、前向きに低炭素社会実現のため行動を起こさなければならないと考えております。

つきましては「熊本県地球温暖化対策の推進に係る条例」制定に当たっての十分な説明をお願いし、議論を深めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成21年7月23日

熊本県商工会議所連合会

会長 中尾 保徳

熊本県工業連合会

会長 足立 國功